

高田浄水場再整備事業支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 件名：高田浄水場再整備事業支援業務
- (2) 目的：水道局が策定した高田浄水場再整備基本計画に基づき、再整備事業者選定に向け、基本仕様等検討と事業手法詳細確認を行い、実施方針及び業務要求水準書の素案を作成することを目的とする。
- (3) 業務内容：基本仕様等検討（基本条件の確認、処理フローの検討、運営・維持管理方法の検討、配置計画の検討、施設計画、段階的運用方法の検討、水理検討、施工方法の検討）、事業手法詳細確認、事業範囲の検討、事業スケジュールの検討、原水実験支援、事業推進委員会運営補助、実施方針及び業務要求水準書素案の作成
- (4) 業務期間：契約締結の日から令和2年（2020年）3月30日まで

2. 業務委託上限額

38,511,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加できるもの（提案者となるもの）は、次の要件をいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 小田原市競争入札参加資格者名簿（一般委託「調査業務委託」）または（建設コンサルタント「上水道及び工業用水」）に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) プロポーザル審査委員会の委員、委員の配偶者又は委員の3親等内の親族が経営又は運営に関与していない者であること。
- (6) 平成21年度以降に地方公共団体等から官民連携手法（PPP/PFI手法）の上水道施設に関する業務を完了した実績を有すること。なお、「地方公共団体等」とは、地方公共団体、地方公営企業法（昭和27年法律第292号第39条の2第1項に規定する企業団をいう。
- (7) 別紙、仕様書に掲げる業務を確実に履行できること。

5. 募集内容

(1) 募集方法

市ホームページで公表

(2) 申し込み方法

参加申込書及び企画提案書

提出場所（事務局窓口）に持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）

質問

事務局へ電子メール

6. 候補者選定方法（選定スケジュール）

内 容	時 期
プロポーザル方式の実施の公表	令和元年（2019年）5月22日（水）
質問書・参加申込書提出期限	令和元年（2019年）6月5日（水）
質問回答・参加申込書確認結果の通知	令和元年（2019年）6月12日（水）
企画提案書の提出	令和元年（2019年）6月26日（水）
審査（プレゼンテーション・質疑応答）	令和元年（2019年）7月10日（水）
審査結果の公表	令和元年（2019年）7月11日（木）
契約の締結	令和元年（2019年）7月18日（木）

7. 質疑回答

(1) 質問の受付

ア 受付方法

電子メール

イ 提出期限

令和元年（2019年）6月5日（水）午後5時まで

ウ 送付先

ko-keikaku@city.odawara.kanagawa.jp

エ 送付時件名

「高田浄水場再整備事業支援業務」に関する質問（業者名）

オ 質問様式

質問書（様式第3号）を添付

(2) 回答

ア 回答方法

市ホームページに掲載

イ 回答予定日

令和元年（2019年）6月12日（水）

8. 参加申込書審査（第1次審査）

企画提案書等の提出を予定している事業者は、誓約書（様式第1号）及び参加申込書（様式第2号）を提出すること。

提出された参加申込書について第1次審査を行い、プレゼンテーション参加事業者最大5社を選出する。参加申込書提出者が5社に満たない場合は、第1次審査を通過したすべての参加申込書提出者をプレゼンテーション参加事業者とする。この結果については、選出の当落に関わらず、すべての参加申込書提出者に文書で通知する。

（1）提出期限

令和元年（2019年）6月5日（水）午後5時までに下記担当課に持参または郵送（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

（2）提出場所

〒250-0296

神奈川県小田原市高田401番地

小田原市水道局工務課計画係（小田原市水道局庁舎2階）

（3）必要書類

ア 事業者の業務実績

4.(6)を証明する書類

イ 配置予定技術者

(a)～(c)の者について、所属企業を証明する書類のほか、有する資格、業務経歴（特に浄水場設計業務やPPP/PFI手法に関連した業務経歴）を記載する。

(a) 管理技術者

(b) 照査技術者

(c) 担当技術者

なお、参加事業者に所属する者は、他の参加事業者の配置予定技術者になることはできない。

（4）審査基準

審査は次に定めた評価基準に基づき採点点数を合計し、上位5者を選定する。

また、第5位の合計点が同点の場合は、後述の10.(1)の審査委員会の委員長が決定する。

審査基準（第1次審査）

審査項目	採点項目	採点要素	配点
業務実績	上水道施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設が浄水場かそれ以外 浄水場の浄水処理方式が膜ろ過かそれ以外 施設の更新か、新設か、またはそれ以外 浄水場の処理量 受託業務の最高点の実績を採用	10
	PPP/PFI 手法の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザー業務（発注者支援） 上記業務を行った場合、発注者と契約または技術支援（契約締結したものに限る） 導入可能性調査業務 基本設計または実施設計業務 各業務の実績を合算	10
配置予定技術者	管理技術者の有する資格 技術士の選択科目	<ul style="list-style-type: none"> 総合技術監理部門の選択科目が「上下水道 - 上水道及び工業用水道」かそれ以外 上下水道部門の選択科目が「上水道及び工業用水道」かそれ以外 2部門を有し、各々の選択科目が上記の場合は合算	5
	管理技術者の経歴	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験7年以上または13年以上 同種・類似業務の経験 各々を合算	5
	照査技術者の有する資格 技術士の選択科目	管理技術者と同様	3
	照査技術者の経歴	管理技術者と同様	3
	担当技術者の有する資格 技術士の部門とその選択科目	次の資格を有する技術者を配置する場合 <ul style="list-style-type: none"> 総合技術監理部門 上下水道部門 建設部門（土質及び基礎） 建設部門（鋼構造及びコンクリート） 建設部門（施工計画、施工設備及び積算） 同一の技術者が複数資格有する場合または別の複数の技術者が資格を有する場合も可とするが最大4点	4
			40

(5) 通知発送予定日

令和元年 (2019 年) 6 月 12 日 (水)

9 . 企画提案書作成方法

(1) 提出期限

令和元年 (2019 年) 6 月 26 日 (水) 午後 5 時まで以下記担当課に持参または郵送
(郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること)

(2) 提出場所

〒 2 5 0 - 0 2 9 6

神奈川県小田原市高田 4 0 1 番地

小田原市水道局工務課計画係 (小田原市水道局庁舎 2 階)

(3) 提出書類

ア 企画提案書 (作成要領参照)	正本	1 部 (社名、社版のあるもの)
	副本	1 0 部 (社名、社版のないもの)
イ 見積書 (様式任意)		1 部 (社名、社版、封緘)

(4) 企画提案書の作成要領

ア 書式

- ・ 様式は自由で、言語は日本語とすること。
- ・ 原則 A4 版縦とし、文章は横書きとし、左綴じすること。
- ・ 副本には、提案者が特定できるような内容は一切記載しないこと。
- ・ 表紙の次に目次 (任意様式) を作成すること。
- ・ 下記イの (a) ~ (d) の項目ごとに別葉にするか、改頁すること。
- ・ 下記イの (c) については 10 枚以内で作成すること。超過したページは評価の対象外とする。
- ・ 各ページ下にページ数の記載をすること。

イ 含める内容

- (a) 業務実績、業務体制
- (b) 実施方針 (実施フロー、工程表)
- (c) 本業務に対する提案
 - ・ 高田浄水場における施設整備の留意点
 - ・ 膜ろ過方式の比較検証方法
 - ・ 段階的運用方法
 - ・ 整備後の運用・維持管理方法
 - ・ 事業方式の比較検証方法

- ・民間事業者から適切なアイデアを引き出すための具体策
- ・リスク分担の検討方法及びモニタリング手法の考え方
- ・再整備事業締結までの実施スケジュール
- ・その他、独自の企画提案

(d) 情報保護に関する規定

委託業務に係る個人情報等の漏洩やデータ流出事故を防止するため、事業者内で定めている情報の安全管理規定を記載すること。

(5) 留意事項

- (a) 原則として、企画提案書は1者1提案とする。
- (b) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。
- (c) 審査後も書類の返還はしない。

10. 審査方法

(1) 審査機関

提出された企画提案書は、小田原市の関係部局によって構成された審査委員会において、審査を行う。

(2) 審査の方法

参加申込書審査（第1次審査）により選出されたプレゼンテーション参加事業者については、別途指定した日時において、企画提案書の記載内容に関するプレゼンテーションを実施する。（詳細な日時・場所については別途連絡）

プレゼンテーションは、配置する予定の管理技術者または照査技術者が行うこと。なお、審査の出席者は3名までとする。

ア 実施予定日：令和元年（2019年）7月10日（水）

イ 実施場所：小田原市水道局庁舎内 会議室

ウ 時間：1者あたり20分+20分（質疑応答） 計40分

(3) 審査基準

審査は次のプレゼンテーション審査基準に基づき、審査員が200点満点で採点を行い、各審査委員の評価点数を合計し、最高得点者を第1優先交渉権者とする。なお、合計点が同点の場合は、審査委員会で協議のうえ、委員長が決定する。

プレゼンテーション審査基準

区分	審査項目	審査の視点	評価の基準	配点
業務実績、 業務体制 第1次審査と同様	業務実績	業務を着実に遂行できるか。	官民連携手法、上水道施設設計の実績	40
	実施体制 (配置技術者)	業務を着実に遂行できる実施体制か。 必要な技術者が配置されているか。	業務分担(人員数,チェック体制) 配置技術者(保有資格,実績,経験年数)	
実施方針	業務理解度	業務の目的や内容を理解しているか。	業務の目的、条件、内容の理解度	20
	実施フロー 工程計画	業務目的を達成するために、具体性、妥当性の高いものになっているか。	実施フロー又は工程表等の的確性	
企画提案	施設整備の留意点	高田浄水場の特徴を理解しているか	検討事項に対する理解度及び具体性	120
	膜ろ過方式	膜ろ過方式の比較検証方法等	検討事項に対する理解度及び具体性	
	段階的運用方法	整備と新旧切り替えの水運用をどう考えるか	検討事項に対する理解度及び具体性	
	運用・維持管理方法	高田浄水場及び他の水道施設の運用及び維持管理	検討事項に対する理解度及び具体性	
	事業方式	従来方式の比較検証方法等	検討事項に対する理解度及び具体性	
	市場調査	民間事業者から適切なアイデアを引き出すための具体策	検討事項に対する具体性及び独創性	
	リスク分担検討方法	リスク分担の検討方法等	検討事項に対する具体性及び独創性	
	モニタリング手法	モニタリング手法の検討方法等	検討事項に対する具体性及び独創性	
	実施スケジュール	実現性の高いものになっているか	検討事項に対する理解度及び具体性	
	提案資料の表現力	資料等のわかりやすさ、正確さ	資料の明確性・正確性	
	その他提案	作成要領の含めるポイント以外に独自の企画提案	企画提案の具体性及び独創性	
見積金額	上限額に対して安価になっているか	業務における経済性		
プレゼンテーション	取組意欲	プレゼンテーションにおける質問への対応等に関して積極的に取組意欲の有無	業務への意欲、積極性	20
合計				200

1 1 . 審査結果

(1) 通知方法

結果については、本市のホームページに掲載するとともに、選出の当落に関わらず、すべてのプレゼンテーション参加事業者に文書で通知する。

(2) 通知時期

ホームページ掲載及び通知発送日は、令和元年（2019年）7月11日（木）を予定している。

(3) 審査後の契約手続き

第1優先交渉権者を契約交渉の相手とし、見積書を徴し、契約を締結する。

第1優先交渉権者と協議が整わなかったときは、当該事業者から辞退届を徴するとともに、次順位の者を候補者として、契約交渉を実施する。

(4) 審査結果に関する質問

参加事業者からの審査結果に関する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は結果通知（ホームページ掲載日）から3営業日後の正午までに限る。なお、質問等に対して、その書面を受け付けてから7日以内に書面により回答する。

1 2 . 提出書類の取扱

(1) 提出書類

企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。

(2) 提出内容の取扱

提出された企画提案書等は、受託候補者を特定する目的以外には使用しない。ただし、小田原市情報公開条例（平成14年12月25日条例第32号）に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

1 3 . 情報公開及び資料提供

(1) 情報公開

以下の書類については、小田原市水道局工務課で配布するほか、本市のホームページでも公表する。

- ・実施要領（審査項目、配点表、及び様式集含む）
- ・業務委託仕様書及び特記仕様書
- ・審査結果（選定事業者名、参加事業者名、評価合計点、最終契約金額）

(2) 資料提供

以下の参考資料については、事務局より直接希望者に電子メールで提供するため、希望者は参考資料送付願兼誓約書（様式第4号）を、持参又は郵送により質問書提出期限までに事務局に提出すること。

（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

ア 参考資料

- ・位置図
- ・場内平面図
- ・場内施設高低関係図
- ・水道事業年報（平成29年度）
- ・原水水質データ（過去5か年分）
- ・その他必要資料であって小田原市水道局が認めたもの

イ 参考資料の取扱い

参考資料の取扱いにあたっては、以下の点に留意すること。

- ・提供する参考資料は、一般公表することを前提としていない情報を含んでいるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
- ・事業者は、提供された参考資料を本事業に係る業務以外で使用しないこと。
- ・提供された参考資料及び複写等した参考資料は、不要になった場合もしくは、審査結果通知（ホームページ掲載日）から10営業日までに廃棄等すること。なお、廃棄等をした際は、参考資料廃棄等届（様式第5号）を、事務局に提出すること。
- ・資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではないことに同意すること。

14. 問い合わせ先

事務局：小田原市水道局工務課計画係

担当：石井、沖津

住所：〒250-0296 神奈川県小田原市高田 401 番地

電話：0465-41-1222 FAX：0465-41-1239

URL：<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/water/water/>

E-Mail：ko-keikaku@city.odawara.kanagawa.jp

15. その他

(1) 必要経費の負担

企画提案書等の作成に要した費用、旅費、その他本企画・提案により生じた諸費用については、自己負担とする。

(2) 辞退の取扱

参加申込書を提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を企画提案書の提出期限（令和元年（2019年）6月26日（水））までに持参又は郵送により事務局へ提出すること。

（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

(3) 失格事項

審査時点で次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (a) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (b) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (c) 本実施要領に違反した場合

(4) 契約の締結

(a) 本業務を受託した者及びその再委託業者は、高田浄水場再整備事業に関する他の入札に参加し、当該工事を請け負うことができないこととする。

(b) 本業務を受託した者及びその再委託業者と次に掲げる事実が認められる建設業者は高田浄水場再整備事業に係る他の入札に参加し、当該工事を請負うことはできないこととする。

- ・一方が他方に出資していること。
- ・一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。